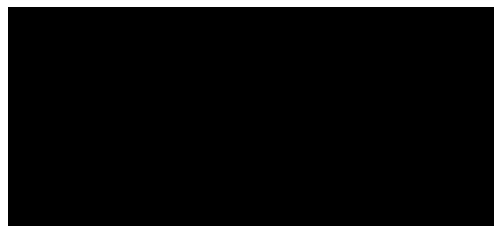


埼玉弁護士会 会長 様



質問状

件名 埼玉弁護士会所属弁護士等によって発生した複数の子どもと離れて暮らす親子低頻度（親子断絶含む）面会事件に関して、

- ① 各種法律と照らし合わせた低頻度面会（月1回3時間程度の面会）に関する埼玉弁護士会内での見解について
- ② 親子関係に問題のない親子に対する面会交流基準値について
- ③ 埼玉弁護士会の低頻度面会の継続的な見直し、並びに改善計画について

上記3点の回答 3月22日（月）まで求める（また、具体案についての回答に時間を要する場合には、その意思表示だけでもまずは明らかにされたい）

連名者は離婚・親権調停において、全員相手方弁護士が埼玉弁護士会の会員弁護士であり代理人を受任している。配偶者や子どもと別居に至る経緯（話し合い途中、もしくは話し合いなく突然別居状態、親子断絶状態となる経緯）や低頻度の面会交流の主張が酷似している。

以前代表が市民相談や執行部・こどもの権利委員会宛に同様の連絡をした際には2月26日発行書類により「個人の事象によるから回答できない」「（低頻度面会）は当該弁護士（埼玉弁護士会所属の弁護士）の判断によるから弁護士会は関与しない」との回答だったが、本件代表だけではなく、埼玉県だけでも下記連名者複数人の知見が認められ、これは、埼玉弁護士会において、別居や離婚に至る場合「子どもの連れ去り」や「低頻度の面会交流」が容認・看過・統一化されていることを示している。さらに、令和元年司法統計としても、面会交流の取決は月1回未満が最頻値（約90%）であり、弁護士会回答のように代表個人の問題ではなく、連名者、ひいては家裁に関わる者全てが、個人の事象を考慮したものではなく、低頻度面会の前例に起因している事実が浮かび上がる。

<https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/279/011279.pdf>

第24表 「離婚」の調停成立又は調停に代わる審判事件のうち面会交流の取決め有りの件数一面会交流の回数等別一全家庭裁判所

面会交流の回数等	取決め有りの件数										
	1回以下	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	その他	合計	
件数	11,761	258	940	4,896	713	218	45	3,477	1,114	962	16,794

(注)「離婚」の調停成立又は調停に代わる審判事件とは、調停離婚、協議離婚届出の調停成立又は調停に代わる審判による審判離婚の事件をいう。

実際に家裁事件に関わる当事者として、埼玉弁護士会として「親子の人権擁護」「子どもの親と会う権利」の観点から下記に対する見解と改善対策に対する具体案を求める。

① 各種法律と照らし合わせた低頻度面会（月1回3時間程度の面会）に関する埼玉弁護士会内での見解について

連名者は、埼玉弁護士会の会員弁護士を相手に家庭裁判所の調停・審判を経ても令和元年司法統計の月1回以下の面会となる期間が長期間（最低でも8か月以上において月1回3時間未満の交流）生じた。これは不親子分離の観点、下記の法令・条約・社会情勢・国際問題と照らし合わせても異常な親子問題と考える。下記の要点を踏まえ、埼玉弁護士会として月1回3時間未満（もしくは親子断絶）の状況について、人権擁護・子どもの権利の点を含めての面会頻度が適切な面会内容であるかどうかの回答を求める（本件は家裁の実務上、調停員・裁判官が「月1回以下の面会」を命ずることはなく、主に子どもと暮らす代理人弁護士の意向を反映して低頻度面会の結果となるケースが圧倒的多数なので、家裁の審判が低頻度面会の原因とはいえない）。

- ・民法766条「子どもの最善の利益のための面会交流」
- ・子どもの権利条約9条1項「児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する」
- ・子どもの権利条約9条3項「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。
- ・法務省のHP「なお、親権は子どもの利益のために行使することとされていますので、親権者であっても、他方の親と子どもとを会わせたくないという理由だけで子どもを連れて転居するといったことをしてはいけません。ただし、相手から身体的・精神的暴力等の被害を受けるおそれがあるなど、子どもの最善の利益に反する場合には、このことは当てはまりません。」http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00015.html
- ・文科省のHP

「親には、憲法以前の自然権として親の教育権（教育の自由）が存在すると考えられているが、この義務教育は、国家的必要性とともに、このような親の教育権を補完し、また制限するものとして存在している。」

https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/004/a004_04.ht

・作花共同親権訴訟、国の回答から「面会交流は親としての人格的利益」

<https://www.oyako-time.com/docs/y/2020-02-28/>

海外からの人権擁護、子どもの権利性の観点より以下を付け加える。

・2019年3月のCRC（国連、子どもの権利委員会）に関する第4、5回国連からの勧告

III C 19.子どもの最善の利益「家族紛争および少年法において適切に統合されかつ一貫して解釈されているわけではなく一中略一子どもの最善の利益を考慮しているわけではないことに留意する」（添付資料①4ページ目）

[100078749.pdf \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/100078749.pdf)

・2020年7月のEU議会本会議からの勧告（要請事項である数字の条項、特に1、3、15、16、17項）

[MOTION FOR A RESOLUTION on the international and domestic parental abduction of EU children in Japan \(europa.eu\)](https://www.europa.eu/motion/100078749)

② 親子関係に問題のない親子に対する面会交流基準値について

親子関係に問題がないにも関わらず、連名者の相手方である埼玉弁護士会の会員弁護士の統一されたかのような低頻度面会の主張が、子供の視点・意見を考慮せず一律の面会実績となることに問題があると考えます。この点について、埼玉弁護士会として下記のような子どもの人権意識の高い海外の事例を参考にした標準化した面会交流基準値の設定（もしくは望ましい基準値の参考例）を求めます。

親子交流算定表案 ver0.2 : 2021.02.11

子供の年齢	算定基準
14-18歳	Case 1: 隔週金夜から日夜または月朝、毎週水1回宿泊 Case 2: 毎週月朝から水朝、または水朝から金朝、隔週末 Case 3: 一週間（金曜から翌週金曜まで）
10-13歳	Case 1: 隔週金夜から日夜または月朝、毎週水1回宿泊 Case 2: 毎週月朝から水朝、または水朝から金朝、隔週末 Case 3: 一週間（金曜から翌週金曜まで）
6-9歳	Case 1: 隔週金夜から日夜、毎週平日2回3-4時間 Case 2: 隔週金夜から月朝、毎週水1回宿泊 Case 3: 隔週木夜から月朝、隔週木夜から金朝、平日3-4時間 Case 4: 毎週月朝から水朝、または水朝から金朝、隔週末 Case 5: 一週間（金曜から翌週金曜まで）
3-5歳	Case 1: 毎週土/日で8時間、毎週平日4時間 Case 2: 隔週土朝から日夜、毎週平日4時間 Case 3: 隔週金夜から日夜、毎週平日4時間が翌日まで宿泊 Case 4: 毎週月朝から水朝、または水朝から金朝、隔週末
19-36ヶ月	毎週末10時間、毎週平日3時間、可能なら宿泊も
13-18ヶ月	毎週3日（連続しない）3-4時間ずつ、毎週末8時間、宿泊も
7-12ヶ月	毎週3日（連続しない）3時間ずつ、可能なら宿泊も
0-6ヶ月	毎週3日（連続しない）2時間ずつ

アメリカ合衆国カリフォルニア州の Visitation schedule を参考
子供の視点に合わせた設定基準根拠がこちらに記載
http://www.lacourt.org/selfhelp/familiesandchildren/SH_FM002.aspx

http://www.lacourt.org/selfhelp/familiesandchildren/SH_FM002.aspx

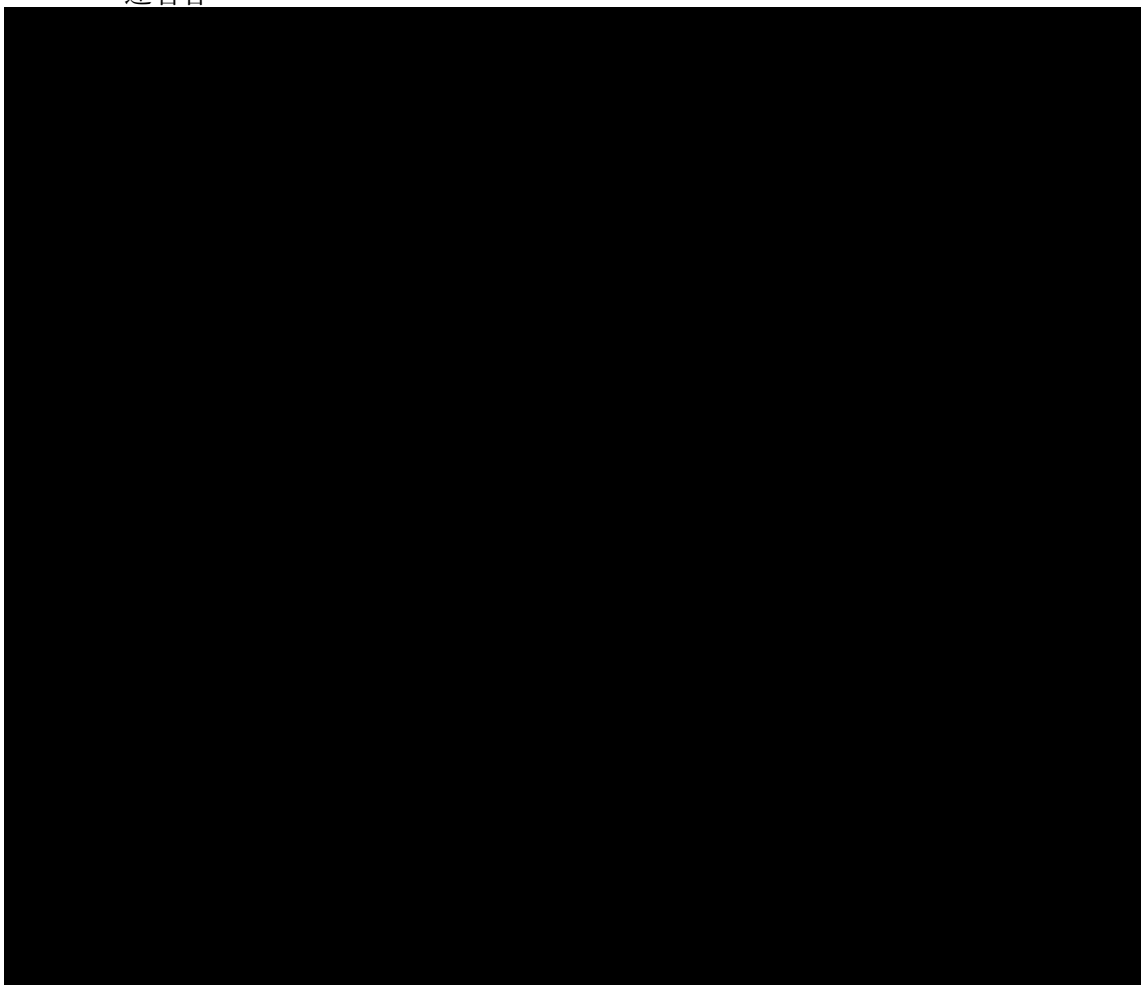
③ 埼玉弁護士会の低頻度面会の継続的な見直し、並びに改善計画について

私どもは親子低頻度（親子断絶含む）面会に至った被害者として、埼玉弁護士会に対して、低頻度面会の継続的な改善計画の要求、連れ去り防止に対する協力を求める。面会交流の意義は子どもの最善の利益や子どもと親の人格的利益を守ることを目的としているのは明らかであり、家族法については法制審議会や家族法研究会などで活発な議論が行われている。埼玉弁護士会では家族をめぐる社会の変化について情報を収集し、各調停委員、調査官、裁判官に対して教育、研修を実施しているか、また教育・研修を行った日時、実施の内容を具体的に伺いたい。実施していない場合は埼玉弁護士会会員に向けた教育・研修・勉強会などの提案も当方から提案する。

上記3点に対して、埼玉弁護士会としての回答を求める。

以上、令和3年 3月22日（月）までにご回答のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

連名者



以上